

2024年5月9日

大阪市教育委員会
教育長 多田 勝哉 様

大阪市学校給食調理員労働組合
執行委員長 野村 あづさ

要 求 書

日頃は、大阪市における学校給食事業及び給食調理員の勤務労働条件の改善に努力されている貴委員会に敬意を表します。

学校給食現場では新規採用凍結と定年退職の段階的引き上げにより、調理員の高年齢化が進んでおり、現在の年齢構成は50歳台以上が90%を超えています。現状の大阪市の給食調理現場は、正規職員と再任用職員で支えてきましたが、このままでは職責を遂行しようと無理を続ける調理員が、心と身体の健康を害することが懸念されます。一時は減少していた公務災害や通勤災害の発生も増加傾向にあります。

また、夏場の給食調理場の環境は過酷を極め、食品の衛生管理においても安全とは言えない状況です。老朽化が進む調理施設は、「安全で安心な職場環境」とは言い難く、いつ重大な事故に繋がるか分かりません。大阪市の給食調理場はあらゆる事項において、安全が置き去りにされていると言えます。

食の安全、職員の安全を第一とした環境を整えることを最重要事項と考え、「安全で安心な学校給食」をともに築き上げていくことを市教委に求めます。

学校現場では、多様化する献立調理業務に加え、書類作成等、調理員の作業量は繁忙を極めています。中学校給食においても、親校・子校の連携や、管理職の学校給食に対する理解・協力体制作りを市教委に求めます。

以下の要求項目に対して、大阪市教育委員会の誠意ある回答を要求します。

記

1. 学校給食を自治体行政の責任として直営を基本とした体制で行うこと。
2. 要員の確保について
 - (1) 新規採用を行うこと。
 - (2) 業務、労働実態に見合う人員を確保し、多様化する献立調理業務に見合った配置基準とすること。
特に親子方式の学校給食提供校、自校炊飯校の配置基準については実態に即したものととなるよう必要な改善を図ること。

- (3) 年度途中の退職による欠員は、新規採用による本務職員で補充すること。
 - (4) 代替要員不足の解消を図り、代替要請に対しては速やかに派遣すること。
 - (5) 長欠者や妊娠中の通院補償と産前産後休暇・育児休暇の取得者の補充は本務職員で対応すること。
 - (6) 会計年度任用職員は学校給食にふさわしい人材を登用し、正規職員と同様の勤務時間を確保すること。
3. 人事評価制度について
 - (1) 人事考課制度の実施にあたり、評価項目や着眼点については、より実態に応じたものになるよう検証・改善を行うこと。
 - (2) 被評価者が不公平感を覚えず、評価者の負担を軽減するためにも評価者研修の拡大を行うこと。また、組合員への周知徹底と制度理解に向けて十分な説明を行うこと。
 4. 現業管理体制の円滑な運営に努めること。
 5. 学校における食育を効果的に推進するため、保護者・地域と連携した取組などに専門調理師や調理師、食育推進委員の資格を有する学校給食調理員の活用をはかること。
 6. 定年退職後の生活設計が安心できるような高齢者雇用制度については業務実態を十分ふまえた高齢者制度となるよう検討すること。また、定年延長にあたっては職務給の原則のもと給与水準を確保するとともに制度設計にあたっては国とは異なる加齢に伴う困難職域などの現場実態をふまえ多様で柔軟な働き方が可能となるよう処遇改善を含めた高齢期雇用制度の確立に向け早急に組合との協議を行うこと。
 7. 本務職員・会計年度任用職員などの区分に応じた各種研修の充実を行うこと。
 8. 自校炊飯校において発生する諸課題について、誠意をもって対処すること。
 9. 学校給食業務委託後について、調理業務に関わる衛生管理水準等の均衡を図りつつ検証を行うとともに、労使によるチェック体制を確立すること。
 10. 「安全で安心の学校給食」の確立について
 - (1) 学校給食の食材料は教育委員会の責任において、品質と安全を確保すること。
 - (2) 食品の安全性についてチェック体制を確立すること。また、問題等が生じた場合は万全の調査を行うこと。
 - (3) 調理後の食品の適切な温度管理が行える設備を完備すること。
 - (4) 緊急対応時の給食内容について検討し、迅速に対応すること。
 - (5) 安全衛生管理上、パン・牛乳の配送方法等について検討すること。
 - (6) 食育の観点に合った食器の充実を行うとともに、安全性に配慮し早急に改善すること。
 - (7) ドライシステムの全校導入、献立の多様化に伴う機械・器具・食缶等の改善、充実を行うこと。
 - (8) 機械器具の保守点検を定期的に行うこと。
 11. 個別対応給食について
 - (1) 個別対応給食について現場に即した研修を行うこと。

- (2) 食缶等の充実を行うこと。
 - (3) 個別対応食の誤食を防ぐ対応策を講じること。
12. 学校給食事業における労働安全衛生管理要綱の徹底について
- (1) 労働基準法、労働安全衛生法の規則「学校給食事業における安全衛生管理要綱」の周知徹底を行うこと。
 - (2) 公務災害の防止対策は、労使協議を基本としながら二度と同じ事故は起こさないとする強い意志をもって講ずること。
 - (3) 手指関節症（指曲がり症）が公務上疾患と認定された組合員に対しては、職制責任として対処されること。
 - (4) 休職者の実態をふまえ、原因分析を行うとともに学校給食職場におけるメンタルヘルス対策事業の一層の充実を図ること。特に心の健康の保持、増進の観点から「心の健康づくり指針」の策定をふまえ実効あるものにする事。
 - (5) 精神疾患による病気休職からの復職者に対する「職場復帰支援事業」を実効あるものとする事。また、復職後の人的支援について拡大・充実をおこなう事。
 - (6) 老朽化にともなう機械器具の更新を早急に行うとともに、更新時には新機種を導入すること。新機種導入にあたっては、機械研修を行うこと。
 - (7) 給食室内の空調設備を速やかに全校整備されること。
 - (8) パンデミック（インフルエンザ・ノロウイルス・新型コロナウイルス感染症等）感染力の強い病気になり患した（擬陽性含む）場合は、陰性になるまでの期間を評価に反映しない特別休暇とすること。その間の検査費用は公費負担とすること。
 - (9) 給食提供中止に伴う食材の廃棄は、当該校で行わせない策を講じること。
13. 「中学校給食における親子方式の給食」の提供について
- (1) 従来の食数換算による配置人員を基本とせず、調理及び提供時間、業務量を鑑みた人員配置を行うこと。
 - (2) 協会から搬入されない物資については、子校への直送とすること。
 - (3) 牛乳及び給食残菜について親校へ返却せず子校で処理すること。
 - (4) 親校への異動に伴う研修は、既親校での調理業務を伴う研修とすること。
 - (5) 子校の教職員に対し「学校給食」に対する理解を深めるとともに、「食育」の観点からも連携・協力体制を整えること。
14. パワハラ・セクハラ等、あらゆるハラスメントを給食室内から一掃させる取り組みを推進すること。
- (1) ハラスメントは職員の心身に悪影響を及ぼす可能性があることから、使用者として安全配慮義務を果たすべきであり、必要な対策を講じること。
 - (2) ハラスメント防止のための対応方針を策定する際は、労働組合と協議すること。
 - (3) ハラスメントの原因や背景となる要因を解消するため、業務体制の整備など、職場や職員の実情に応じ、必要な措置を講ずること。

- (4) ハラスメントが職場で行われていないか、又はそのおそれがないか、勤務環境に十分な注意を払うこと。
 - (5) ハラスメント発生時には、所属長などによるサポート体制を確立すること。
 - (6) 対応職員を孤立化させないため、職員への支援体制を構築すること。
 - (7) ハラスメントにあった職員のストレス対応やカウンセリングの実施など、事後のケアについて具体化すること。
 - (8) 職員がハラスメントについて相談したこと、支援を求めたこと等を理由として不利益な取り扱いをしないこと。
15. 事務手続きのシステム化に円滑に対応できるよう、給食室にパソコンの設置を行うこと。また、学校給食調理員全体研修や講習会、区学校給食打ち合わせ会等を可能な限り開催するためリモートシステムの導入をおこない環境を整えること。
16. 防災の充実について
- (1) 多機能生活条件をもつ地域防災拠点である学校を整備すること。
 - (2) 災害時の学校給食現場における給食調理員の役割を明確にすること。
 - (3) 災害時に備えて、給食調理員の研修、訓練を実施すること。